

令和8年1月14日宣告

令和7年（わ）第55号 過失運転致傷、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反、道路交通法違反被告事件

主 文

被告人を懲役3年2月に処する。

理 由

【罪となるべき事実】

起訴状記載の公訴事実（第1の事実については令和7年11月17日付け訴因変更請求書による訴因変更後のもの。）と同一であるから、これを引用する。

【証拠の標目】

省略

【法令の適用】

省略

【量刑の理由】

本件は、令和7年3月31日、普通乗用自動車を運転中に信号機のない交差点に設けられた横断歩道を横断していた9歳の児童に衝突して重傷を負わせる交通事故を起こした過失運転致傷（判示第1）、これにより逮捕されて釈放された当日の4月3日、無登録・無保険の別の普通乗用自動車を運転した道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反（判示第2）、その際、被告人の車線を右側通行してきた自転車と衝突してそれを運転していた15歳の少年に傷害を負わせる交通事故を起こしたのに、救護・報告をせずに逃走した道路交通法違反（判示第3）、これにより勾留中の4月17日になされた運転免許仮停止を経て5月1日に運転免許を取り消されたのに、5月7日、5月10日、5月11日の3回にわたり軽トラックを無免許運転した道路交通法違反（判示第4）の事案である。

まず過失運転致傷についてみると、現場はマンションが目の前にあるような住宅が立ち並ぶ地域の横断歩道であり、被告人は横断歩道の存在を知っていたのに、横

断歩行者はいないと思い込んでその有無に注意せず、時速約40キロメートルで走行したまま減速もせず、衝突して初めて被害者の存在に気付いたものであって、その過失は重大である。被害者は走って横断していたが、これらの事情やわずか9歳の児童であることからすれば、被害者に過失はない。被害者はびまん性軸索損傷、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫、嚥下障害、四肢麻痺等の傷害を負って当初は生命が危ぶまれる状態に陥り、令和7年11月までに若干の機能回復が見られたものの、現在も上下肢の機能が大きく制限され、栄養はほとんど経管で賄われ、音声の発語はほとんどできず、日常生活のほとんどにおいて介助が必要な状態にあり、現時点において事故から約1年間の入院を要する見込みで、今後の回復は不透明である。被害者のこれからの長い人生に対する影響は甚大であるだけでなく、その家族の心痛や生活への影響も大きい。ところが、被告人は何ら賠償をしておらず、任意保険に加入していなかったため十分な賠償がなされる見込みもなく、被害者及びその家族に経済面でも多大な不安を抱かせている上、誠意の感じられる対応もしていない。被害者の家族が厳罰を求めているのは当然である。

次に無登録・無保険車運行及び不救護・不報告についてみると、その日に自動車を利用すること自体の要否は措くとしても、被告人は本件普通乗用自動車のほかに登録を受け自賠責保険に加入している軽トラックを保有していたのであるから、本件普通乗用自動車を運行の用に供する必要性はない。無登録であることが見た目には分からないようにする工作まで施してこれを長距離の運行の用に供した態様は悪質である。そして、事故被害者が確実に傷害を負ったと認識したにもかかわらず無登録・無保険車運行の刑事責任を免れる等の理由で逃走した犯行動機に何ら酌むべき点がないこともいうまでもない。他方、事故被害者は比較的軽傷であり、直ちに救護しなければ傷害が悪化するといった事情はなかったようである。

さらに無免許運転についてみると、これまた必要性はなく、5日間に3回の無免許運転を行った常習的犯行である。息子に対し運転をしていなかったことにするよう口裏合わせを依頼した犯行後の態度も悪い。

以上のように本件各犯行を個別に考察しても悪質であるが、本件の特徴は、自らの重大な過失により重大な結果を生じさせたものを含む人身事故2件とそれによる身柄拘束を経験し、交通安全、交通法規について考えるとともに刑事責任を意識する機会がありながら、短期間のうちに交通事犯を重ねたことにある。そこには交通法規を遵守して交通の安全を図る姿勢の欠如や自動車運転に伴う責任の自覚の欠如がはっきりと表れており、強い非難に値するとともに、被告人が社会内では更生できないことを自らの行動によって明らかにしたといえる。この評価は被告人が今になって反省の弁を述べたところで動かない。かえって、被告人は、不救護・不報告の犯行にかかる人身事故は右側通行をしてきた自転車と衝突したものであり、これについては逮捕・勾留されたが起訴されなかったという経験をしているのに、公判において、現在は自転車を使用しているところその際守るべきルールは右側を通行することと他の車に迷惑をかけないこと以外思いつかないと述べるなど、未だに交通法規を理解しようとする姿勢を欠いている。

そうすると、被告人が各公訴事実を認めていること、令和2年に過失運転致傷により略式命令を受けた前科等があるものの自由刑の前科はないこと等を考慮しても、主文の刑が相当である。

(求刑 懲役3年6月)

令和8年1月14日

鳥取地方裁判所刑事部

裁 判 官 安 西 二 郎

引用した起訴状記載の公訴事実（第1の事実については令和7年11月17日付け訴因変更請求書による訴因変更後のもの）

被告人は

第1 令和7年3月31日午後4時52分頃、普通乗用自動車を運転し、鳥取市 a町 b丁目 c番地 d先の交通整理の行われていない交差点を同市 e町方面から同市 f方面に向かい直進するに当たり、同交差点入口には横断歩道が設けられていたのであるから、前方左右を注視し、同横断歩道による横断歩行者の有無及びその安全確認をしながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同横断歩道による横断歩行者の有無及びその安全確認不十分のまま漫然時速約40キロメートルで進行した過失により、折から同横断歩道上を右方から左方に向かい横断してきたA（当時9歳）に気付かず、同人に自車前部を衝突させ、自車前方に跳ね飛ばして路上に転倒させ、よって、同人に神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する後遺症を伴う入院約1年間を要する見込みのびまん性軸索損傷等の傷害を負わせた

第2 法定の除外事由がないのに、同年4月3日午後5時48分頃、島根県安来市 g町 h番地 i北方約200メートル付近道路において、自動車登録ファイルに登録を受けておらず、かつ、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約がいずれも締結されていない普通自動車(車台番号(省略))を運転して運行の用に供した

第3 前記第2記載の日時頃、普通乗用自動車である前記第2記載の車両を運転し、前記第2記載の場所先道路を国道9号方面から j町方面に向かい進行する際、自動車を運転して対向進行してきたB（当時15歳）に自車を衝突させ、同人に右大腿打撲等の傷害を負わせる交通事故を起こしたのに、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

第4 公安委員会の運転免許を受けないで、別紙一覧表のとおり、同年5月7日午前11時57分頃から同月11日午前11時49分頃までの間、3回にわたり、鳥取県西伯郡k町l m番地n付近道路において、普通貨物自動車（軽四）を運転したものである。

別 紙

一覽表

番号	犯 行 日 時
1	令和7年5月7日午前11時57分頃
2	同月10日午後0時24分頃
3	同月11日午前11時49分頃